

広島県告示第八百九十号

令和元年広島県告示第四百九号（令和元年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>一 地籍調査本体事業</p> <table border="1"> <tr> <td>調査を行う者の名称</td> <td>調査地域</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三原市</td> <td>小泉町の一部、久井町江木の一部、小坂町の一部</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		調査を行う者の名称	調査地域	略	略	三原市	小泉町の一部、久井町江木の一部、小坂町の一部	略	略	<p>一 地籍調査本体事業</p> <table border="1"> <tr> <td>調査を行う者の名称</td> <td>調査地域</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三原市</td> <td>小泉町の一部、久井町江木の一部</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		調査を行う者の名称	調査地域	略	略	三原市	小泉町の一部、久井町江木の一部	略	略
調査を行う者の名称	調査地域	略	略																
三原市	小泉町の一部、久井町江木の一部、小坂町の一部	略	略																
調査を行う者の名称	調査地域	略	略																
三原市	小泉町の一部、久井町江木の一部	略	略																
<p>二 数値情報化事業</p> <table border="1"> <tr> <td>数値情報化を行う者の名称</td> <td>数値情報化を行う地域</td> <td>数値情報化を行う期間</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>福山市</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間	略	福山市	略	略	略	<p>二 数値情報化事業</p> <table border="1"> <tr> <td>数値情報化を行う者の名称</td> <td>数値情報化を行う地域</td> <td>数値情報化を行う期間</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>福山市</td> <td>広島市</td> <td>湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字下の一部</td> <td>交付決定の日、令和二年三月三十一日</td> </tr> </table>		数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間	略	福山市	広島市	湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字下の一部	交付決定の日、令和二年三月三十一日
数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間	略																
福山市	略	略	略																
数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間	略																
福山市	広島市	湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字下の一部	交付決定の日、令和二年三月三十一日																